

年金塾

今の私に
できること

第9回

皆さんは社会人になったとき、転職するとき、結婚や出産を迎えたときといった、さまざまなタイミングで年金について考えるかと思います。このコーナーでは、年金の仕組みや増やし方など役立つ情報を紹介し、質問者の年金に対する不安や疑問を解消していきます。

今月のテーマ

イデコプラス

iDeCo+
プラス
(中小事業主掛金納付制度)

中小企業の社長 山下さん

山下社長は、最近iDeCoの加入者が100万人を突破したことをニュースで知りました。そんなときに知り合いからiDeCo加入者が対象の「iDeCo+」(イデコプラス)制度の存在を教えてもらったことを思い出し、興味を持ちました。



イラスト/坂本浩子

Q1

「iDeCo+」の概要を教えてください。

「iDeCo+」はどういった内容で、どのようなメリットがあるのですか。

A1

iDeCo(個人型確定拠出年金)に加入している従業員の掛金に、企業が掛金を追加して拠出できる制度です。

今年8月末に、iDeCoの加入者は100万人を突破しました。加入者のなかには、中小企業に勤めている人も多くいることでしょう。

従業員がiDeCoに加入している場合、中小企業の事業主が従業員の掛金に追加して拠出できる中小事業主掛金納付制度(次ページ図表)が今年の5月にできました。

事業主が掛金を「プラス」することで、従業員の老後の安心も「プラス」できるという趣旨から、今年の8月に「iDeCo+」(イデコプラス)という愛称も決まりました。中小企業が「iDeCo+」を導入するには一定の要件(後述)を満たす必要があります。

「iDeCo+」の導入は、企業の福

Q2

中小企業であれば、どこでも導入・実施できるのでしょうか？

どのくらいの規模の中小企業が該当するのですか。それ以外にも要件があれば教えてください。

A2

従業員が100人以下の企業であること以外にも、いくつかの要件があります。

加入要件は次のとおりです。

(1) 従業員(厚生年金被保険者)が100人以下であること。複数の事業所を

経営している場合、全事業所の従業員の合計が100人以下であること
 (2) 企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付年金等)を実施していないこと
 と

(3) 労使合意があること

また、事前に説明をしたうえで、iDeCoに加入している従業員の同意を得ることも重要です。同意が得られない従業員については、強制できません。

事業主はこれらの条件を満たし、「iDeCo+」を導入する場合、必要事項を掲載した書類を、国民年金基金連合会に2部届け出なければなりません(うち、1部は国民年金基金連合会を経由して地方厚生(支)局に届け出がなされます)。また、従業員の「増減」氏名「掛金額」等の変更があればそのつど、変更内容を記載した書類を導入時と同様に届け出なければなりません。

Q3

「iDeCo+」を導入・実施するにあたり、ほかに留意点はありますか？

加入要件はクリアできそうですが、実施していくうえで、特に気をつけておくべき点はあるのでしょうか。

A3
 掛金の納付方法に留意してください。従業員の掛金と事業主の掛金を、事業主が取りまとめて毎月納付します。

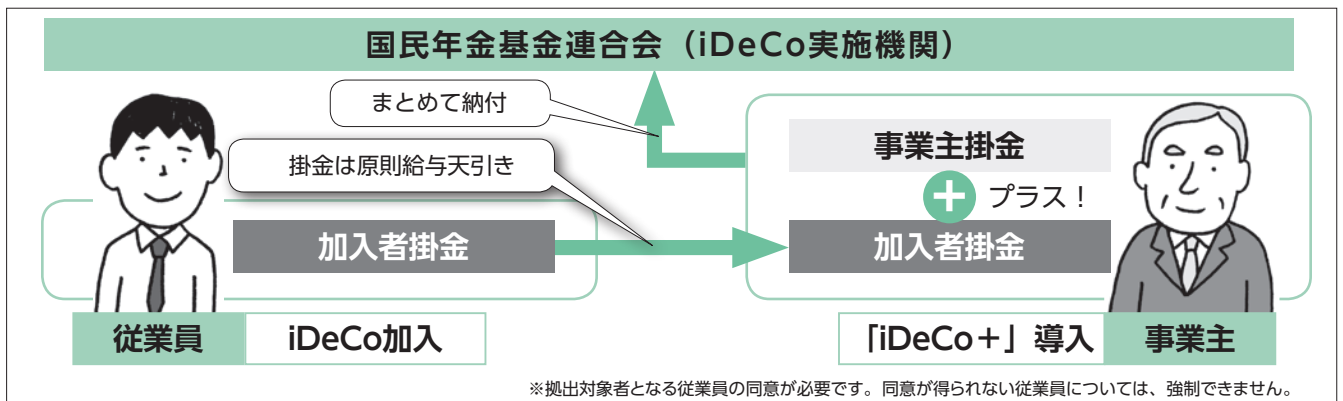
掛金の納付は、加入者の納付と同じ時期に行います。加入者掛金は原則給与天引きです。

加入者が年単位で拠出を行う人の場合は、月ごとの事業主掛金の納付合計額も異なります。「iDeCo+」には前納や追納がない点も押さえておきましょう。

企業年金のない企業に勤めている人の場合、iDeCoで拠出できる掛金額は2万3000円が上限です。「iDeCo+」を導入した場合も、加入者の掛金と事業主の掛金の合計金額が、月額5000円以上2万3000円以下になるように設定しなければなりません。なお、事業主掛金が加入者掛金を上回るとは可能です。

事業主は掛金の金額を、従業員の一定資格(職種・勤続期間)ごとに定めることができます。そのため、差別的な取り扱いにならないように留意しましょう。なお、事業主が加入者の掛金まで拠出することはできません。

図表 「iDeCo+」の概要



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意が得られない従業員については、強制できません。



「iDeCo+」は、中小企業の事業主の私と従業員の両方にメリットがある制度だということがよくわかりました。「iDeCo+」の導入により、自社の福利厚生を充実させることで、優秀な人材の確保につなげていきたいです。



「iDeCo+」を導入しよう!

iDeCo 普及推進キャラクター 「イデコちゃん」